

市営住宅あき家 入居登録者を 募集します！

受付期間10月20日(月)～26日(日)午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)

申込用紙配布・受付場所市役所第二棟1階ロビー特設会場

申込み方法申込用紙に必要事項を記入し、受付会場に直接持参してください。

入居時期平成21年4月から平成23年3月までの2年間(空き家が発生した時に当選順位に従ってあっせんします。)

問合せまちづくり計画課定住化対策担当 ☎551・1961

共通申込資格	
1	申込者本人が福生市内に引き続き1年以上(平成19年10月27日以前から)居住しているか、または、市外居住者で福生市内の同一の勤務場所に正規に雇用され、引き続き3年以上(平成17年10月27日以前から)勤務している成年者(外国人については、日本国に永住・定住することを認められた方)であること。 ※住民票等で確認します。
2	申込者及び同居者が市・都民税、国民健康保険税を滞納していないこと。※納税証明書等で確認します。
3	現に住宅に困っていることが明らかであること。※原則として自家所有者(住宅または土地の所有者で、共有持分のある方も含む)、公的な住宅の入居者は申込みができません。
4	世帯の合計所得が基準内であること。※所得基準表を参照
5	申込者(同居者を含む)が暴力団員でないこと。※書類審査時に警視庁へ照会します。
6	独立した生計を営み、自立した日常生活を営むことができること。

所得基準表		
家族数	一般世帯	障害者等世帯(心身障害者を含む世帯、60歳以上の世帯、原子爆弾被爆者を含む世帯、海外からの引揚者を含む世帯、ハンセン病療養所入所者等を含む世帯、小学校就学前の子どものいる世帯)
1人	0円～2,400,000円	0円～3,216,000円
2人	0円～2,780,000円	0円～3,596,000円
3人	0円～3,160,000円	0円～3,976,000円
4人	0円～3,540,000円	0円～4,356,000円
5人	0円～3,920,000円	0円～4,736,000円
6人	0円～4,300,000円	0円～5,116,000円

入居収入基準の変更について(重要)
平成19年12月に改正された公営住宅法施行令により、平成21年4月以降入居収入基準が変更になります。今回の募集で当選された方については、入居審査については現行の基準が適用されますが、使用料の決定については改正後の基準が適用されます。


(現行)		(改正後)	
	入居収入基準(月額)		入居収入基準(月額)
一般世帯	200,000円		158,000円
障害者等世帯	268,000円		214,000円

収入月額計算例…家族2人で一般世帯用住宅を申し込む場合
【世帯の所得 - 住宅基礎控除(2人目から1人につき380,000円を控除)】÷12月 = 収入月額
(現行)【2,780,000円 - 380,000円】÷12月 = 200,000円
(改正後)【2,276,000円 - 380,000円】÷12月 = 158,000円

申込区分	対象住宅	募集戸数	間取り	個別申込資格
一般世帯用住宅(2人以上)	第二市営住宅1～4号棟(大字福生921番地)	10戸	3DK	同居親族がいること
	第二市営住宅A・B棟(武蔵野台二丁目7番地)			
	第三市営住宅(武蔵野台二丁目13番地)			
	第四市営住宅A・B棟(大字熊川1108番地)			
高齢者住宅	シルバーピア熊川(大字熊川254番地1)	(単身者用)5戸	1DK	65歳以上(昭和18年10月27日以前の生まれ)の単身者(原則として申込時に同居している親族がいない方)であること 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること
	シルバーピア熊川第二(大字熊川1077番地1)	(2人世帯用)3戸	2DK	申込者及び同居親族が65歳以上(同居親族が配偶者の場合は57歳以上)であること 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること
	シルバーピア福生(大字福生2216番地6)			
	シルバーピア北田園(北田園二丁目12番地4)			
高齢等対応住宅	第二市営住宅B S棟(武蔵野台二丁目7番地)	(単身者用)3戸	1DK	申込者が次のいずれかに該当すること ○60歳以上(昭和23年10月27日以前の生まれ)の方または、昭和31年4月1日以前に生まれた方(経過措置により申込み可能) ○身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けている方 ○精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)の交付を受けている方 ○愛の手帳(1度～4度)の交付を受けている方 ○生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている者 ○海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方 ○ハンセン病療養所入所者等 ○配偶者から暴力を受けた被害者で、(1)配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方 (2)配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること
	第四市営住宅A・B棟(大字熊川1108番地)	(2人世帯用)3戸	2DK	申込者及び配偶者並びに同居親族全員が60歳以上の方または昭和31年4月1日以前に生まれた(経過措置により申込み可能)方であるか、申込者または配偶者もしくは同居親族が次のいずれかに該当すること ○身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けている方 ○精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)の交付を受けている方 ○愛の手帳(1度～4度)の交付を受けている方 ○生活保護受給者 ○海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方 ○ハンセン病療養所入所者等 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること

●携帯電話・PHSの回収実験を実施します
使用済みの携帯電話・PHSは、販売店で回収してリサイクルする仕組みがあり、本体等に含まれる金や銀などの貴金属やパラジウム、コバルトなどの希少金属は、産業用の資源として再利用しています。しかし、この仕組みがあまり知られておらず、回収台数は年々減少しています。そこで、皆さんに回収・リサイクルの仕組みに関心をもつていただくため、市役所内に回収箱を設置して「回収実験」とアンケートを実施します。

回収実施期間10月2日(木)～11月末
回収箱設置場所市役所庁舎一階東側入口付近
■メーカーや機種は問いません。モバイル・リサイクル・ネットワーク(※)が責任をもって個人情報を消去し、リサイクルします。また、複数の都内地下鉄駅、大学生協、都庁舎などにも設置されます。
※携帯電話会社の業界団体「電気通信事業者協会」と「情報通信ネットワーク産業協会」が共同で作る仕組み
問合せ環境課ごみ対策係 ☎551・1731



福生かに坂公園10月16日から平成21年2月中旬(予定)まで河川敷側の一部分が利用できなくなります。この間、公園から河原に下りることもできません。工事期間中は大変ご迷惑をおかけします。また、変更等が発生した場合はその都度お知らせします。
問合せ国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所 ☎552・0667、施設管理課管理担当 ☎551・1969

福生南公園10月16日から平成21年3月中旬(予定)まで大型工事車両の出入りがあります。現時点での公園閉鎖・利用不可区域の拡大の予定はありません。
参加費無料
募集人数150人(応募多数の場合は抽選)
対象都営水道を使用している地域にお住まいの方(小学生以下は保護者同伴)
参加方法往復はがきの往信面に、参加者全員の住所・氏名・年齢・電話番号を、返信用のあて先に、代表者の郵便番号・住所・氏名を記入し、10月14日(火)(当日消印有効)までに〒163-8001(住所記入不要)東京都水道局浄水部管理課「玉川上水ウォーキング」担当へ。
問合せ東京都水道局浄水部管理課 ☎03・5320・6437

多摩川護岸災害復旧工事のお知らせ
昨年9月の台風9号により被災した多摩川護岸災害復旧工事が、国土交通省京浜河川事務所施工により行なわれます。このため、被害区域に隣接する2公園に工事に伴う影響があります。
福生南公園10月16日から平成21年3月中旬(予定)まで大型工事車両の出入りがあります。現時点での公園閉鎖・利用不可区域の拡大の予定はありません。
参加費無料
募集人数150人(応募多数の場合は抽選)
対象都営水道を使用している地域にお住まいの方(小学生以下は保護者同伴)
参加方法往復はがきの往信面に、参加者全員の住所・氏名・年齢・電話番号を、返信用のあて先に、代表者の郵便番号・住所・氏名を記入し、10月14日(火)(当日消印有効)までに〒163-8001(住所記入不要)東京都水道局浄水部管理課「玉川上水ウォーキング」担当へ。
問合せ東京都水道局浄水部管理課 ☎03・5320・6437

玉川上水ウォーキング参加者募集
歴史的にも貴重な玉川上水の見所などを説明しながらウォーキングします。
日時10月25日(土)午前10時～午後3時30分(予定)
コース小平中央公園から三鷹駅付近までの玉川上水路沿い

犬の飼主へお願い公園内及び道路に犬の糞が多く、利用者が大変迷惑をしています。放置やその場に埋めたりせず、責任を持って持ち帰りましょう。また、散歩の際は必ずひき綱を付け、公園内でも離さないでください。公園は犬の苦手な人や小さい子どもたちも利用します。**問合せ**施設管理課管理担当 ☎551・1969

市役所は毎週土曜日を閉庁しています。(午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く) 毎週水曜日は午後8時まで閉庁時間を延長しています。